

別添－2

# 農業土木工事共通仕様書

## 新 旧 対 照 表

平成17年2月14日設計第694号

(積算基準日 令和5年3月1日以降適用)

北海道農政部

# 新 旧 対 照 表

## 1 総 則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1-1-1 適用</b> 【省略】</p> <p><b>1-1-6 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表 _____</p> <p>(4) 指定機械</p> <p>(5) 主要資材、及び主要船舶・機械</p> <p>(6) 施工方法（主要機械・仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(7) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む）</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(9) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）</p> <p>(10) 交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 建設副産物の適正処理計画</p> <p>(14) 再生資源の利用の促進</p> <p>(15) 社内検査</p> <p>(16) 特定外来生物（植物）防除計画書</p> <p>(17) その他</p> <p>なお、コンクリート橋上部（主桁製作）工事においては、9-4-1 PC橋工、一般事項に記載されている事項を追加するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1-1-1 適用</b> 【省略】</p> <p><b>1-1-6 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表 <u>(施工体系図を含む)</u></p> <p>(4) 指定機械</p> <p>(5) 主要資材、及び主要船舶・機械</p> <p>(6) 施工方法（主要機械・仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(7) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む）</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(9) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）</p> <p>(10) 交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 建設副産物の適正処理計画</p> <p>(14) 再生資源の利用の促進</p> <p>(15) 社内検査</p> <p>(16) 特定外来生物（植物）防除計画書</p> <p>(17) その他</p> <p>なお、コンクリート橋上部（主桁製作）工事においては、9-4-1 PC橋工、一般事項に記載されている事項を追加するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除</p>